令和８年度　雲仙市立吾妻中学校　いじめ防止基本方針

本校の教育目標と基本方針

校　　訓	「ともに学び　ともに創り　ともに輝く」
教 育 目 標	～夢を持ち、夢を語り、夢に向かって努力する生徒の育成～
めざす生徒像	○　夢を持ち、自ら考え、行動する生徒
	○　思いやり、助け合い、ともに学ぶ生徒
	○　健康な心身を持ち、たくましい生徒
してほしいこと	①人を褒めること　②相手の立場で物事を考えること　③丁寧で愛情ある言葉を遣うこと
してはいけないこと	①人が嫌がること　②相手が悲しむこと　③いじめやいじり

本いじめ防止基本方針を策定することにより、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに計画的・組織的に取り組むことを通して、生徒一人一人が大切にされ、互いを認め合える学校づくりや思いやりのある生徒の育成をより一層推進し、上記の教育目標等の具現化に資する。

いじめ防止対策委員会の組織とＰＴＡ及び関係機関との連携

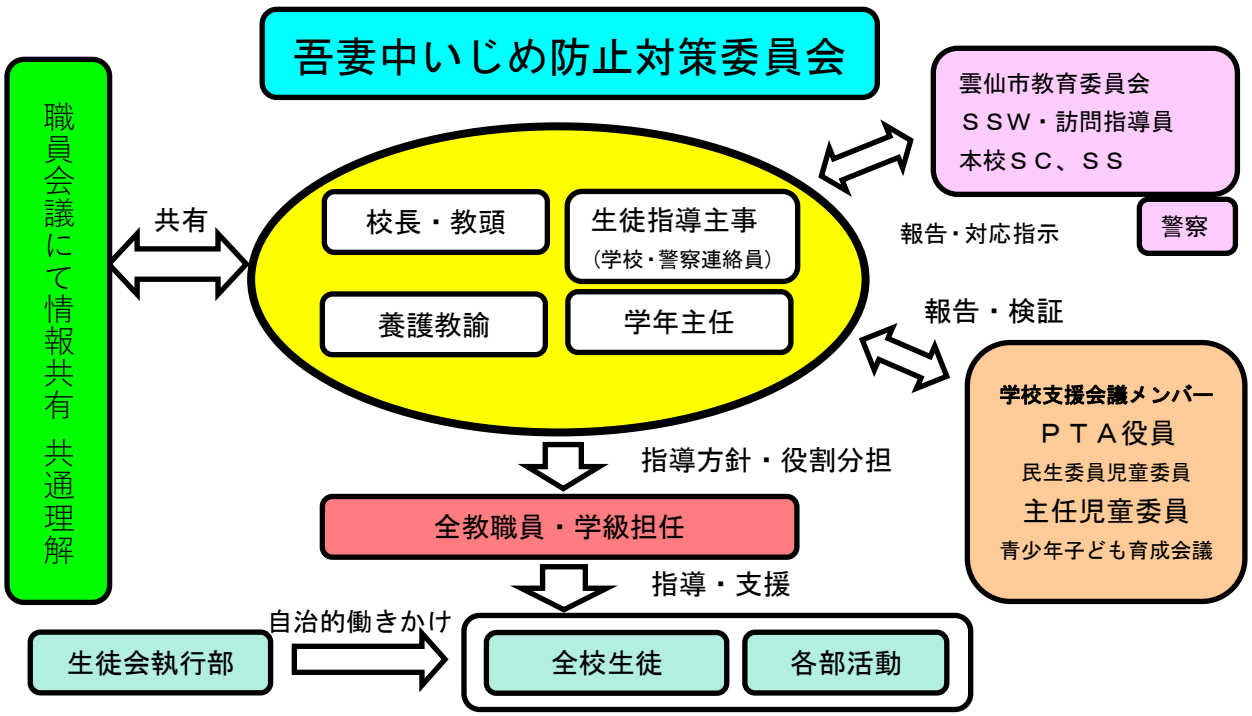

吾妻中学校いじめ防止対策委員会は、

- **校内定例会**：各学年の生徒指導全般について報告、情報共有を行う。（毎週）
- **定例報告会**：校長・教頭・学校支援会議関係者（年３回開催）
- **緊　急　会**：いじめ事案が発生した場合等、上記黄色円内の学校職員・関係職員での会を招集し発生事案の対応に当たる。
- **報　告　会**：緊急会後、その事案報告として定例報告会メンバーを招集し報告する。

いじめの定義について　※ いじめ防止対策推進法第二

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止について

いじめは、誰にでも起こりうることを踏まえ、いじめを生まない学校をつくるために、教職員・生徒・保護者がそれぞれ具体的に取り組み、さらに地域や関係機関との連携を図る。

〈教職員の取組〉　１　望ましい集団づくり　　２　道徳教育・人権教育の充実
　　３　教育相談の実施　　４　学級だより、学級通信等による啓発
〈生徒の取組〉　・学校行事、学級の係活動、専門委員会等を通した集団づくり
〈保護者の取組〉　・ＰＴＡによるスマホ等の使用に関するルールづくりとその実践

いじめの早期発見について（いじめ見逃しゼロを目指して）

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配るとともに、担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有していく。

〈学校における取組〉
１　毎月の生徒アンケートの実施
２　日常の観察（登下校、授業、休み時間、部活動等）
３　毎日の生活ノート「フォーサイト」等での状況把握
４　校内定例会や職員会議等での情報交換
５　スクール・カウンセラーやスクール・サポーター等からの情報収集、共有
６　学校評価アンケートや学校支援会議を通して、保護者等と情報を共有し早期発見に努める。

〈保護者の取組＞
・ＰＴＡ本部役員は、保護者の相談窓口として情報を収集し、学校と連携して早期発見に努める。

いじめの措置について

いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、疑いのある行為には、早い段階から適切に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場を止め、絶対に許さない姿勢を示す。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し、まずいじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事等に報告し、「いじめ防止対策委員会」を即時開催し、その後は当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴取するなどして、いじめの事実の有無の確認を徹底して行う。事実確認の結果、「いじめが認知された場合」、校長は教育委員会に報告し、状況に応じてPTA本部、関係機関等と情報共有・連携して対応する。

〈学校の取組〉
１　迅速な対応策の検討と実施　＊最悪の事態を想定して、初期対応を素早く、誠実に、組織的に！
２　被害生徒やその保護者への心のケアを実施
３　加害生徒に対する組織的・継続的な観察、指導と加害生徒の保護者への協力要請
４　市教委等との情報共有や児童相談所、警察等、関係機関との連携
５　重大事態に対する「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則った対応
※重大事態とは、「いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」を指す。

〈ネット上でのいじめへの対応〉
１　スマートフォン等の情報端末機器でのLINE等、SNSアプリや通信ゲームでのトラブル事案が急激に増加している。本校ではＰＴＡの健全育成のための決議により、家庭での午後９時以降の使用を禁止している。また、ネットトラブルについての情報があった場合には、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、速やかに対処する。
２　教科（技術・家庭科等）等において、情報モラル教育を進めるとともに、外部機関等に依頼して情報教育講演会等を開催し、生徒や保護者のネットトラブルに関する理解を深め、トラブル防止に努める。